

総務省への問い合わせや地方公共団体金融機構で実施している専門家派遣事業における質問のうち、固定資産台帳に係る以下のQ&Aについて、マニュアルに追加。

番号	質問	回答
1	固定資産台帳の整備にあたり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳(同時に固定資産台帳登録)することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」39段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、期中からこれらの支出については事前に主体となる資産の資産名、内容、金額を記録しておくことが必要です。また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて庁内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。
2	既存資産を除却した際の取扱いについて、例えば以下の場合、「J」に係る金額を固定資産台帳から控除する必要がありますのでしょうか。 ①A建物を全部取り壊した場合の「A建物」 ②A建物を半分取り壊した場合の「A建物の半分」 ③A建物を半分取り壊し、当該部分を増築し直した場合(=建物の改築を想定)の「A建物の半分」	お見込みのとおり、全てのケースにおいて、固定資産台帳から控除(全部又は一部減額)すべきものと考えられます。
3	例えば耐用年数が50年であるA建物について、 ①昭和45年度に100,000千円で取得 ②昭和55年度に10,000千円の資本的支出 ③平成5年度に20,000千円の資本的支出 という状況が判明している場合、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」64段落にいう「原則」に従うとすれば、固定資産台帳の取得価額等に記載する金額は次の理解で正しいでしょうか。 ①A建物の再調達価額(昭和59年度以前のため) ②記載しない(昭和59年度以前のため) ③20,000千円(昭和60年度以降の資本的支出のため)	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き41段落の記載に則り、①、②、③をそれぞれを別個の資産として認識することが適当と考えられます。 この場合は、①、②については、昭和59年度以前取得分であるため、資産評価及び固定資産台帳整備の手引き64段落の記載に則り、原則として再調達原価で評価することになります。②は資本的支出であるため、何をもって再調達原価とするかが論点となりますが、建物の延床面積が増加する工事である場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙7に記載の単価等を用いて再調達原価を算定し、耐震補強工事や避難階段設置工事のように建物の延べ床面積が増加しない工事である場合は支出額を再調達原価とすることが考えられます。③については、昭和60年度以降取得分であるため、支出額を取得原価として資産計上することになると考えられます。

固定資産台帳に係るQ&Aの追加案について

番号	質問	回答
4	美術品は300万円以上の場合に、資産として計上することとなるが、文化財として管理している美術品は資産対象外としてよいか。	統一的な基準による地方公会計マニュアル上、文化財について特段の記載がないため、資産計上の対象外とすることはできないものと考えられます。 なお、文化財等についても、取得価格又は再調達価格を資産として計上することとなりますが、文化財等の内容や量に鑑み、資産価値の把握が困難なものについて備忘価額1円とすることも妨げません。
5	固定資産台帳に記載する物品として、「取得価格または見積価格が50万円以上の場合」とされていますが、単価が50万円未満の物品を複数個まとめて整備し、50万円以上となった場合は、資産として台帳に記載し、単体で整備した場合は、台帳に記載しないでもよいでしょうか。	物品単品で50万円を超えなければ、資産計上する必要はありません。これは、あまりに少額なものまで固定資産として計上すると、その後の資産管理が煩雑となるため定められた重要性の基準値です。 複数の物品をまとめて整備したことは台帳への記載の有無の判断基準とはなりません が、一方で、単品で50万円を超えないものであっても、同種の複数の資産が一体となって機能し、投資と除却がその単位で行われ、なおかつ行政サービスの提供に重要な役割を果たしているのであれば、まとめて計上することになります(たとえば、応接セットのようにセットで機能する場合。)
6	固定資産台帳をもって公有財産台帳に代えることは可能でしょうか。	各自治体において定めている公有財産台帳に記載すべき内容が、固定資産台帳に記載されていれば、公有財産台帳兼固定資産台帳として扱うことも可能と考えられます。
7	橋梁の工事単価が不明な際に、直近の工事費の平均を算出とあるが、直近の工事が無い場合にはどのようにして、工事単価を算出すればよいか。	直近の工事实績が無い場合には、実際に現時点で橋梁を整備するとしたら、どの程度かかるのかを積算する、あるいは近隣他団体での実績値を参考とするなどの方法が考えられます。